

伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する一つの言語で、独自の語彙及び文法体系を有するものです。

これまで、手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、平成18年の国際連合総会において、言語に手話を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択されました。我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成26年に障害者の権利に関する条約が批准されたことで、手話に対する理解が広まること、さらには深まることが求められるようになりました。

このため、町民一人一人が手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用する町民が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、地域で支え合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及びろう者に対する理解の促進に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的に手話に関する施策を講ずることにより、ろう者とろう者以外の者とが共に安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及及びろう者に対する理解の促進は、町民一人一人が、手話が言語であり、意思疎通を円滑に図る手段であることを認識し、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として行うものとする。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、手話及び手話に関わる者への理解を深め、ろう者があらゆる場面で手話を使用し、自立した日常生活を営み、及び地域における社会参加をするための必要な施策を推進するものとする。

(町民及び事業者の役割)

第4条 町民は、基本理念について理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとするとともに、地域社会の一員として、ろう者と手話で意思疎通することにより、暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念について理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第5条 町は、次に掲げる施策を総合的に推進するための方針（以下この条において「推進方針」という。）を策定するものとする。

(1) 手話の普及及びろう者に対する理解の促進に関すること。

(2) 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関すること。

(3) 学校教育の場等における手話に触れる機会の提供に関すること。

(4) 手話通訳者の養成、確保その他の手話による意思疎通支援に関すること。

(5) その他町長が必要と認めること。

2 町は、町が別に定める障がい者に関する計画との調和を保ちながら、施策を推進するものとする。

3 町は、推進方針を策定又は変更するときは、ろう者、手話に関わる者及び町民の意見を聴かなければならない。ただし、変更点が軽微であると町長が認める場合は、この限りでない。

(財政上の措置)

第6条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。